

議案第十四号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区长 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「三万三千七百二十三円」を「三万二千二百五十六円」に改め、同項第二号中「四万二千二百七十七円」を「四万二千二百四十円」に改め、同項第三号中「四万八千七百一十円」を「四万六千四百六十四円」に改め、同項第四号中「五万九千九百五十二円」を「六万四千四百四十円」に改め、同項第五号中「七万四千九百四十円」を「七万六千八百円」に改め、同項第六号中「七万八千六百八十七円」を「八万六千四百円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第七号中「八万二千四百三十四円」を「八万四千四百八十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、

第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第八号中「八万九千九百二十八円」を「九万二千百六十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第九号中「十万四千九百十六円」を「十万七千五百二十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十号中「十一万九千九百四円」を「十二万二千八百八十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十一号中「十四万六千百三十三円」を「十四万九千七百六十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十二号中「十七万九千八百五十六円」を「十八万四千三百二十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十三号中「二十一万七千三百二十六円」を「二十二万二千七百二十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十四号中「二十五万四千七百九十六円」を「二十六万千二百二十円」に改め、同号口中「又は第十六号口」を「、第十六号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十五号中「二十九万六千十三円」を「三十万三千三百六十円」に改め、同号口中「又は次号口」を「、次号口、第十七号口又は第十八号口」に改め、同項第十六号中「三十三万七千二百三十円」を「三十四万五千六百円」に改め、同号口中「。）」に「を「。）」、次号口又は第十八号口」に改め、同項第十七号中「三十八万二千百九十四円」を「四十七万二千三百二十円」に改め、同号

を同項第十九号とし、同項第十六号の次に次の二号を加える。

十七 次のいずれかに該当する者 三十八万七千八百四十円

イ 合計所得金額が五千万円以上七千五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十八 次のいずれかに該当する者 四十三万八十円

イ 合計所得金額が七千五百万円以上一億円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第七条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「一万八千七百三十五円」を「一万九千二百円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「三万三千七百二十三円」を「三万四千五百六十円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から

令和八年度まで」に、「四万四千九百六十四円」を「四万六千八十円」に改める。

第九条第三項中「若しくは第十六号口」を「第十六号口、第十七号口若しくは第十八号口」に、「第十六号まで」を「第十八号まで」に改める。

付 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明）

第九期港区介護保険事業計画に基づき、保険料を改定するため、本案を提出いたします。